

各家庭での浸水対策

局地的な豪雨等による災害に備えて、都では、神田川流域河川整備計画に基づき、神田川・環状七号線地下調節池等の調節池を整備しています。また、区では、河川周辺の区立公園に、雨水を浸透させ貯留させる施設を設置するとともに、区道では雨水を浸透させる舗装を実施するなどの取り組みを行っています。

近年、大量の雨が短時間に降る豪雨の頻度が増加しているため、水害の危険性を楽観視せず、一人ひとりがしっかりと水害対策に取り組むことが重要です。

！豪雨の時は、川に近づかないでください

区内の神田川及び妙正寺川は、豪雨の際に短時間で水位が上昇し、水が溢れる都市型河川の特徴があります。そのための対策として、以下の項目を覚えておきましょう。

① 河川の水が溢れる危険性がある時、河川の警報サイレンが鳴ります

区内の河川近辺 24 か所に警報サイレンを設置しています。河川の水位が警戒水位に達すると、サイレンが鳴ります。洪水によるお住まいの地域の危険度をお知らせする「洪水ハザードマップ」もご活用ください。

② 防災気象情報メールを登録しましょう

気象警報等が発表された場合に、防災気象情報メールを配信しています。下記アドレスや二次元バーコードから配信登録をすることができますので、日頃から正確な情報の収集を行ってください。

URL (スマートフォン用) <https://plus.sugumail.com/usr/shinjuku/home>

URL (フィーチャーフォン (従来型の携帯電話) 用) <https://m.sugumail.com/m/shinjuku/home>

二次元バーコード



スマートフォン用

フィーチャーフォン (従来型の携帯電話) 用

新宿区気象情報ホームページでは、区内 10 地点の水位情報と 6 地点の雨量情報をお知らせしています。以下へアクセスしてください。

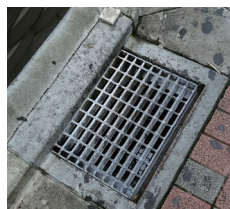
URL <http://www.micosfit.jp/snjk/>

二次元バーコード



③ 雨水ますにごみを捨てないでください

雨水ますにごみや落葉が詰まると、雨水が流れにくくなる場合があります。雨水ますにはごみを捨てないよう、また、雨水ますの上には物を置かないようにしてください。



雨水ます

④ 地下室・半地下室のある建築物はご確認ください

地下室等を設置する際、浸水被害の防止又は軽減するための浸水対策が必要です。浸水対策上の措置には、出入口を一段高くする（マウンドアップ）、防水板を設置する、開口部の位置を高くする、排水ポンプを設置するなどがあります。

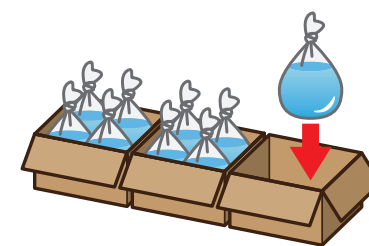


⑤ 個人でできる浸水対策

ア 簡易水のうの工法

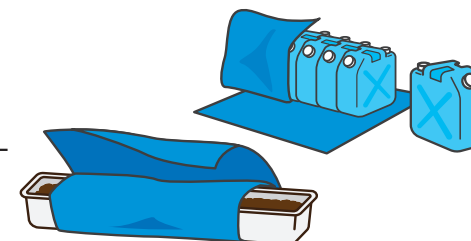
40ℓ程度の容量のごみ袋を二重にして中に半分程度の水を入れて閉めれば「簡易水のう」ができ、10cm程度の水深に対応できます。（2段重ねでの使用はできません）

※簡易水のうを段ボール箱に入れ、段ボール箱を連結して使用すると、水のうだけの場合と比べて強度が増します。



イ ポリタンクやプランターとレジャーシートによる工法

ポリタンクには水、プランターには土を入れ、レジャーシートで巻き込み、連結して使用します。



ウ 止水板による工法

長めの板を使用して出入り口を止水することができます。また、ホームセンター等では簡易的な止水板が売られていますので、活用しましょう。



⑥ 緊急時に利用できる「土のう」が受け取れます

下記へご連絡のうえ、土のうを受け取りに来所ください。

明治通りより東側にお住まいの方 → 東部工事事務所（市谷仲之町 2-42） ☎ 5361-2454
明治通りより西側にお住まいの方 → 西部工事事務所（下落合 1-9-8） ☎ 3364-2422
また、事前連絡不要で土のうをいつでも取り出せる「土のうステーション」を特別出張所等に設置しています。

※管理会社等が建物を管理している場合は、配布できない場合があります。

※配布した土のうは受け取った方が処分してください。



⑦ 避難等が必要な場合には区から避難情報を周知します

警戒レベル	状況	避難情報等	住民がとるべき行動
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保※ ¹ (新宿区)	命の危険直ちに安全確保！
<警戒レベル 4 までに必ず避難！>			
4	災害のおそれ高い	避難指示※ ² (新宿区)	危険な場所から全員避難
3	災害のおそれあり	高齢者等避難※ ³ (新宿区)	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	自らの避難行動を確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	災害への心構えを高める

※ 1 区が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル 5 は必ず発令されるものではありません。

※ 2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。

※ 3 警戒レベル 3 は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。